**（算式１を参照して算出した場合）**

資料４-２

**厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の考え方に倣い、措置児童の家庭復帰調査の結果をもとに算出。**

**≪乳幼児の数値目標について≫**

○要保護児童数（令和5年8月1日時点の実績）

里親等に委託されている乳幼児　　　５１人（A）

乳児院に入所している乳幼児　　　　８４人

児童養護施設に入所している乳幼児　１５０人　　合計：２８５人・・・①

○里親等委託児童の増加見込み（令和5年8月1日時点の実績をもとに試算）

　※上記、乳児院・児童養護施設に入所する子どものうち、以下の子どもを里親委託すると仮定

　（１）乳児院において６か月以上入所している乳幼児（６３人）

（２）児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児（多くとも４０人）

（３）児童養護施設に１年以上入所している乳幼児（８４人）　合計：１８７人（B）

⇒ 増加後の里親等委託児童数（A＋B）　２３８人・・・②

里親等委託児童数　②　２３８人

要保護児童数 ①　　２８５人　　　＝ **約８４％**

**≪学童期以降の数値目標について≫**

⇒　上記（１）（２）（３）を「児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数」に変更して算出：**約６６％**

**（算式２を参照して算出した場合）**

**厚生労働省の「『新しい社会的養育ビジョン』の里親委託率の数値目標について」の里親委託率の考え方をもとに、新規措置児童ニーズ調査の**

**結果をもとに算出**

**国の考え方：里親委託率 ＝ 里親等委託児童数（里親＋ファミリーホーム）／要保護児童数（里親等委託児童数＋児童養護施設＋乳児院入所児童数）**

○新規措置児童ニーズ調査において、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの一年間に法第27条第1項第3号の措置をとった全ての児童（４８９ケース）のうち、里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケース数（２９３ケース）をもとに里親委託率を算出。

　※本調査の「最も望ましいと考える養育環境」の項目は、里親家庭や施設が量的に不足していないと仮定して回答することとしている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最も望ましい措置先 | ０～ ２歳 | ３～ ５歳 | ６～ １７歳 | 合計 |
| 里親等 | ４７人 | （１０２人） | ２０人 | （３１人） | ３７人 | （５９人） | １０４人 | （１９２人） |
| 乳児院 | ２５人 | （３９人） | ０人 | （０人） | ０人 | （０人） | ２５人 | （３９人） |
| 児童養護施設 | １０人 | （０人） | ４６人 | （２７人） | １０８人 | （６４人） | １６４人 | （９１人） |
| 合計 | ８２人 | （１４１人） | ６６人 | （５８人） | １４５人 | （１２３人） | ２９３人 | （３２２人） |
| 里親委託率 | ５７．３％ | （７２．３％） | ３０．３％ | （５３．４％） | ２５．５％ | （４８．０％） | ３５．４％ | （５９．６％） |

※（　）内は前回計画策定時

**≪乳幼児の数値目標について≫**

≪参考≫第三次計画の里親委託率目標値

|  |  |
| --- | --- |
|  | 目標値（R11時点） |
| ０～ ２歳 | ６４％ |
| ３～ ５歳 | ４４％ |
| ６～ １７歳 | ３８％ |
| 合計 | ４２％ |

　⇒　上記結果より、**（０～２歳）約５７％**

策定要領における国の推進する目標（R11年度）

→乳幼児委託率：75％以上

→学童期以降委託率：50％以上

**（３～５歳）約３０％**

**＜学童期以降の数値目標について＞**

　⇒　上記結果より、**約２６％**